



平成25年 5 月 8 日

各 位

| | |
|-------|---|
| 会 社 名 | EIZO株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 実盛祥隆 (コード:6737、東証第一部) |
| 問合せ先 | 取締役 常務執行役員 総務部長 村井雄一 TEL 076 (275) 4121 |

当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成22年 6 月24日開催の当社第43回定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同日より発効（有効期限は、平成25年 6 月30日までに開催される当社第46回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時まで。）しております「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）につきまして、その後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等も勘案しつつ、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について継続的に検討を進めてまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成25年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、同年 6 月21日開催予定の当社第46回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針と実質的に同一の内容で、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定いたしました。本対応方針につきまして、当社監査役 4 名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の内容につきましては、添付 1 をご参照ください。

なお、平成25年 3 月31日現在における当社の大株主の状況は、添付 2 のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

以上

当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

ところで、製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

・当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めただけの製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

コンピュータ用モニターについては、これまで医療、グラフィックス、金融機関等の特定市場でのビジネス用途やプロユース向け製品を中心に製品開発を行い、高品位・高品質のモニターとして高い評価を得てまいりました。今後とも、これまでモニターの開発で長年にわたり培ってきた技術力、開発力を活かし、各市場のニーズに適したモニターの開発を進め、製品の裾野を広げつつ、事業領域の拡大に注力するとともに、当社グループの総合力を活かしたサービス体制の充実やソリューション提案を行い、顧客満足を得られるように努めてまいります。

また、開発・生産機能を持つ在外グループ会社との間で、商品の共同開発、デバイスの共同購入、生産の効率化等のシナジーを活かした事業経営を進めてまいります。そして、海外販売拠点との連携を密にしながら、グローバルな総合力を活かして市場のニーズに応え、製品ラインナップの充実及び製品シェアの拡大に努めてまいります。

アミューズメント用モニターについては、市場環境や競争は厳しくなっており、顧客ニ

ーズを満たす製品の企画力及びソフトウェアを短期間で制作する能力が求められています。当社グループとしましては、ハードウェアの機能進化を追求しつつ、ソフトウェアの技術力及び開発力の強化を図り対処してまいります。特にソフトウェア開発につきましては、企画力を強化するとともに、開発プロセスの効率化、開発スピードの向上及び品質管理の強化を推進してまいります。

このように、今後とも当社の持つコア技術を強化するとともに、既存事業を強化することにより新しい事業を創出してまいります。また、既存事業と強いシナジーを発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じM&Aも検討いたします。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記で述べた会社支配に関する基本方針に沿うものと考えます。

・会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記で述べた会社支配に関する基本方針に基づき大規模買付ルールを設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとし、これらを取りまとめて当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）として以下のとおり定めます。

1. 本対応方針の目的

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされた場合に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、上記で述べましたような事業を遂行している当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる企業価値ひいては株主価値を適正に判断することはできません。そこで、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、ステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、本対応方針は、大規模買付行為がなされたときに、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要かつ十分な情報が大規模買付者から事前に提供されることを確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案の提示の機会を確保することにより、当社株主の皆様が、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案を検討の上最終的な応否を適切に決定することを可能にし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としています。

また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものとなっております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの判断に当たり、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、当社取締役会が、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等を対象として選任するものとします。なお、平成25年5月8日時点での独立委員会委員の氏名及び略歴は、別紙1のとおりです。

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否か決定するときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、監査役、社員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて当社取締役会に対し勧告を行います。

3. 本対応方針の内容

当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下の大規模買付ルールに従っていただくこととします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的及び内容（買付け等の対価の価額、買付け等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
当社及び当社グループの顧客・取引先・社員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

（３）取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとする。）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合

せた割合（ただし、 と の合算において、 と との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、例えば次に掲げられる行為等が意図されており、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合については、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

株式を買占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で株式を売り抜ける行為
最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う行為

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置をとることの適否について独立委員会に必ず諮問することにし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については後記（2）をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、上記のとおり取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得た上で決定することとし、取締役会

の判断の公正さを担保します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か並びに対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記 4.(1)に記載の例外的措置をとること、又は上記 4.(2)に記載のとおり対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置の中止又は発動の停止を行うことがあります。なお、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、対抗措置の中止又は発動の停止は、新株予約権の行使期間開始日の前日までに限り行います。

当社取締役会はこのような対抗措置の中止、発動の停止を行う場合は速やかにお知らせいたします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本大規模買付ルールの発効・継続時においては、対抗措置が発動されない限り新株予約権の無償割当てやその他の具体的な措置が講じられることはありませんので、株主・投資家の皆様の法的権利又は経済的側面において直接的かつ具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記 4.(1)に記載の例外的措置をとることを決定した場合、又は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の

利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の対象となる大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が当社株式の交付と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付した新株予約権が発行された場合、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定したときには、行使に際して払込むべき金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様は株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、上記4.(3)に記載の手続きに従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日までの間においては新株予約権の割当てを中止し、新株予約権の割当て後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに当該新株予約権を無償取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、平成25年6月21日開催予定の当社第46回本定時株主総会における株主の皆様承認を停止条件として、同承認があった日から発効することとし、有効期限は本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中に、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。かかる場合には、その廃止の事実又は変更内容を速やかにお知らせいたします。

また、前述のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、

独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

(2) 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動などに際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上から、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

鈴木 正晃（すずき まさあき）

昭和 22 年 5 月 21 日生まれ

昭和 46 年 4 月 株式会社日本勧業銀行(昭和 46 年 10 月株式会社第一勧業銀行、
現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行

平成 11 年 6 月 株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長

平成 13 年 5 月 同行常務執行役員

平成 14 年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員

平成 15 年 3 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員

平成 16 年 11 月 日本土地建物株式会社専務執行役員

平成 17 年 6 月 北越製紙株式会社常務取締役

平成 21 年 6 月 北越パッケージ株式会社代表取締役社長

平成 23 年 6 月 日本土地建物株式会社顧問（現任）

平成 24 年 6 月 当社取締役（現任）

上野 英一（うえの えいいち）

昭和 28 年 7 月 21 日生まれ

昭和 51 年 4 月 株式会社北陸銀行入行

平成 16 年 6 月 同行石川地区事業部副本部長兼金沢支店長

平成 18 年 6 月 同行福井地区事業部副本部長兼福井支店長

平成 20 年 6 月 同行常任監査役

平成 21 年 6 月 当社常勤監査役（現任）

久保 雅史（くぼ まさふみ）

昭和 15 年 4 月 23 日生まれ

昭和 52 年 4 月 弁護士登録（現任）

平成 7 年 6 月 当社監査役（現任）

鈴木正晃氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役の要件を満たす社外取締役です。

上野英一及び久保雅史の両氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役の要件を満たす社外監査役です。

新株予約権概要

1. 新株予約権の割当ての方法

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

1回の割当における新株予約権の総数は、当社取締役会が定める基準日終了時点での発行済株式総数（当社の有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件、取得条項

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない（これらの行使条件を以下「本行使条件」という。）。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

取得条項については、本行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、本行使条件により新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1か月間から3か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。新株予約権の割当てがその効力を生ずる日その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

当社の大株主の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

| 株 主 | 当社への出資状況 | |
|--|-------------|--------|
| | 持 株 数 | 出資比率 |
| いちごトラスト | 2,083,700 株 | 9.77 % |
| 村田 ヒロシ | 681,840 | 3.20 |
| 村田 直樹 | 675,240 | 3.17 |
| 野村信託銀行株式会社 (信託口 2052122) | 675,240 | 3.17 |
| 高嶋 哲 | 672,840 | 3.16 |
| 株式会社北國銀行 | 664,900 | 3.12 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS | 656,700 | 3.08 |
| 株式会社北陸銀行 | 594,900 | 2.79 |
| 株式会社ヒロアキコーポレーション | 567,600 | 2.66 |
| 株式会社ハツキコーポレーション | 567,600 | 2.66 |

注：1．出資比率は自己株式（1,410,166 株）を控除して計算しております。

2．上記大株主のうち、創業家及び創業家に関する株主は、村田ヒロシ、村田直樹、高嶋 哲、株式会社ヒロアキコーポレーション、株式会社ハツキコーポレーションです。

以上